

# 売上が減少した事業者への給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営を支援するため、売上が減少した事業者に給付金を給付します。(久慈市 中小企業者緊急支援臨時給付金)

給付金  
10万円

## 対象となる事業者

### 対象業種

建設業、鉱業、製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、専門・技術サービス業、娯楽業、学習支援業、医療・福祉業、飲食・宿泊業、その他サービス業など

### 要件

令和2年11月～令和3年3月までの期間で1カ月間の売上が昨年同月と比較して15%以上減少した月があり、前年の売上が100万円以上の中小企業者 ※創業1年未満の場合特例あり。但し令和2年12月31日までに事業を開始していること。

【法人の場合】

直近の法人税確定申告書別表一に記載された「納税地」が久慈市であること。

【個人事業主の場合】

主たる事業所の所在地が久慈市であること。

## 給付金額

1 中小企業者あたり 10万円

## 申請受付期間及び提出書類等

### 申請に必要なもの

- ・印鑑（法人の場合代表者印）
- ・給付金振込先通帳の見開き1枚目のコピー
- ・確定申告書の写し

【法人の場合】

確定申告書別表一及び事業概況説明書

【個人事業主の場合】

確定申告書第一表及び青色申告の場合は  
青色申告決算書

- ・売上減少がわかる売上台帳や試算表など

### 受付期間・場所

【受付期間】

令和3年2月24日（水）から  
令和3年4月30日（金）まで

【受付場所】

久慈市役所1階

「商工業者相談・申請窓口」

（議会棟第3会議室）

お問い合わせ

久慈市 産業経済部 商工市街地振興課「商工業者相談・申請窓口」

TEL: 52-2111 (内線472)

受付時間: 午前9時～午後4時 (12時～1時を除く)